

**県震災時用医薬品等供給要請・応諾書**

香川県災害対策本部長 殿

(市町) 災害対策本部長

(市町) が設置する下記の(応急救護所)における医薬品等に不足のおそれがあるので、香川県地域防災計画に基づき香川県が備蓄する震災時用医薬品等の供給を要請します。

記

- 1 供給先  
 名称：  
 所在地：  
 責任者氏名：  
 電話番号：
- 2 必要な医薬品等及び数量  
 香川県震災時用備蓄医薬品等                      セット
- 3 受渡場所  
 ①上記1と同じ                      ②市町災害対策本部                      ③引き取り(保健福祉事務所)  
 ④その他(具体的に)

**応諾連絡欄** (応諾連絡欄は、県災害対策本部が記載すること。)

記載者 (所属)		(氏名)			
供給の可否	震災時用医薬品等 備蓄機関名称	供給可能セット数	搬送者 (搬送できない場合は、搬送不可と記入)	供給予定日時	受渡場所
可・不可		セット			

- 市町災害対策本部から供給要請を受けた保健福祉事務所は、管内の震災時用医薬品等備蓄機関と調整を行い、(様式2)により、指定場所への搬送を要請するとともに、県災害対策本部へ当該要請書を回送することで報告に充てる。
- 保健福祉事務所管内の震災時用医薬品等での対応ができない場合は、県災害対策本部(薬務課)に、管外の震災時用医薬品等の供給について調整を要請する。

整理番号	
------	--

月 日 時 分	
担当者	担当者
<b>県災害対策本部</b>	<b>備蓄医療機関</b>
保健福祉事務所 ・ 薬務課 FAX : 電話 : 防災 FAX : メールアドレス :	名称 : FAX : 電話 : 防災 FAX : メールアドレス :
⇨ 要請	⇦ 連絡
担当者	月 日 時 分
	担当者

## 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書

震災時用医薬品等備蓄機関の長 殿

香川県災害対策本部長

(市町) が設置する下記の (応急救護所) における医薬品等に不足のおそれがあるので、香川県地域防災計画に基づき香川県が備蓄する震災時用医薬品等の供給・搬送を要請します。

### 記

- 1 供給先  
 名 称:  
 所 在 地:  
 責任者氏名:  
 電話 番 号:
  
- 2 必要な医薬品等及び数量  
 香川県震災時用備蓄医薬品等                      セット
  
- 3 受渡場所  
 ①上記1と同じ                      ②市町災害対策本部                      ③引き取り (保健福祉事務所)  
 ④その他 (具体的に)

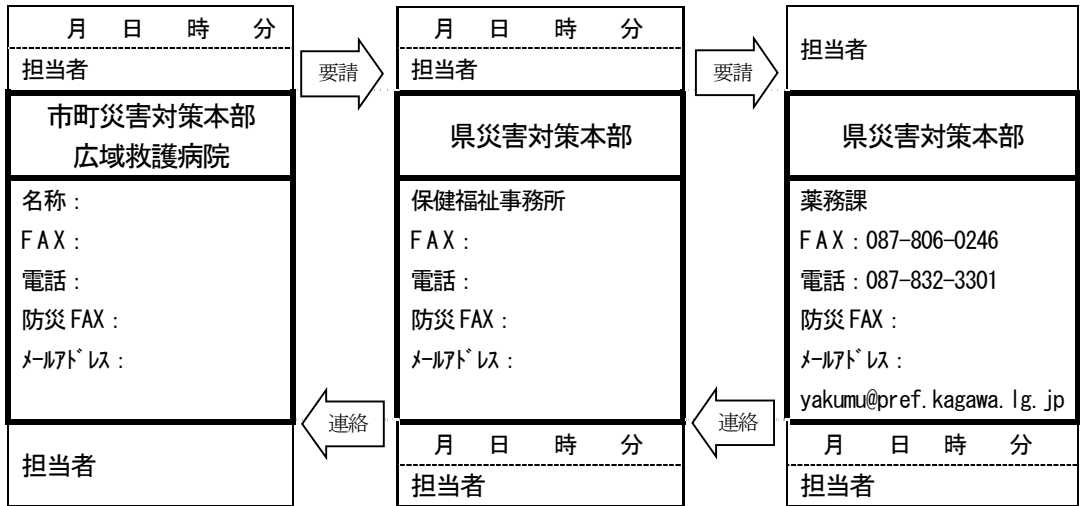
**応諾連絡欄** (応諾連絡欄は、震災時用医薬品等備蓄機関が記載すること。)

記載者 (所属)    (氏名)

供給の可否	震災時用医薬品等 備蓄機関名称	供給可能セット数	搬 送 者 (搬送できない場合は、搬送不可と記入)	供給予定日時	受渡場所
可・不可		セット			

**搬送確認欄** (搬送確認欄は、供給先受領者が記載すること。)

受取者所属	受取者氏名	受取日時	受取数量
			セット



**医薬品等供給要請・応諾書**

香川県災害対策部長 殿

(市町) 災害対策本部長  
広域救護病院長

下記の医薬品等が不足しており、通常の流通分では対応できないので供給をお願いします。

要請内容 (市町災害対策本部・広域救護病院等記入欄)				応諾内容 (保健福祉事務所・薬務課記入欄)				
要請機関：(名称) (所在地)				記載者：(所属) (氏名) (TEL)				
要請担当者：(所属) (TEL) (氏名)								
受渡希望場所： ①要請機関 ②市町災害対策本部 ③引取り(保健福祉事務所) ④その他 ( )								
受渡場所周辺の被災状況： ①車両通行に支障なし ②通行不能道路あり ( )								
製品名(一般名)	規格	数量	同効薬への変更 (○×)	供給業者	供給量	受渡場所 ※1	供給予定 日時	備考 (同効薬名等)

※1 受渡場所 ①要請機関 ②市町災害対策本部 ③引取り(保健福祉事務所) ④その他(具体的に欄に記入)

様式 4

別紙 1 (第3条第1項)

緊急用医療ガス等供給要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
四国地域本部医療ガス部門香川県支部長 様

香川県災害対策本部長

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり  
医療ガス等の供給を要請します。

記

1. (供給先)

名称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当者	

注意 供給先の地図を添付

2. (必要な医療ガス等)

品名	規格	数量	備考

様式5

別紙 2 (第4条第1項)

緊急用医療ガス等供給報告書

第 号  
年 月 日

香川県災害対策本部長 殿

一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
四国地域本部医療ガス部門香川県支部長

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり  
医療ガス等の供給を行ったので報告します。

記

1. (供給先)

名称	
所在地	
先方担当者	
電話/連絡先	
県担当者	

2. (供給した医療ガス等)

品名	規格	数量	備考(供給日、供給会社等)

第 号  
年 月 日

香川県医療機器販売業協会長 様

香川県災害対策本部長

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、次のとおり医療機器等の供給を要請します。

記

1. 要請日時 年 月 日 時 分

2. 要請品目

品 目	規 格	包装単位	数量	備 考

(注) 要請品目に欠品又は不足が生じる場合、同種・同効の品目で代用することができます。

3. 履行期日 年 月 日 時 分

4. 履行場所

5. 要請担当者

職・氏名

電話番号

FAX 番号

6. 備 考

様式7

災害時における医療機器等供給措置状況報告書

第 号  
年 月 日

香川県災害対策本部長 殿

香川県医療機器販売業協会理事長

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、 年 月 日付け  
(第 号) の要請に対し、次のとおり措置したので報告します。

記

1. 供給品目

品 目	規 格	包装単位	数量	供給日、供給者

2. 供給者 (会員の氏名又は名称及び住所又は所在地)

3. 備 考

薬剤師班派遣要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人香川県薬剤師会長 様

香川県災害対策本部長

「災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書」に基づき、次のとおり薬剤師班の派遣を要請します。

記

1. 派遣期間  
年 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで
2. 派遣班数
3. 派遣先
4. 活動内容



(参考様式1)

医薬品等集積所:

医薬品等入荷一覧

	月日	出荷元	品目			ロット	使用期限	数量			備考(立会者)
			品名	製造販売業者	規格			個数	ケース数	荷姿	
1							年 月 日				
2							年 月 日				
3							年 月 日				
4							年 月 日				
5							年 月 日				
6							年 月 日				
7							年 月 日				
8							年 月 日				
9							年 月 日				
10							年 月 日				
11							年 月 日				
12							年 月 日				
13							年 月 日				
14							年 月 日				
15							年 月 日				
16							年 月 日				
17							年 月 日				
18							年 月 日				
19							年 月 日				
20							年 月 日				

医薬品等入出庫管理票				
品名				
日付	入庫数	出庫数	在庫数	入荷先・出庫先

医薬品等入出庫管理票				
品名				
日付	入庫数	出庫数	在庫数	入荷先・出庫先

NO. 記入・提出日: 年 月 日 E

医薬品等要請・発注・発送・輸送・出荷票 (\*)

(出荷者印・サイン)  (輸送者印・サイン)  (荷受日時) (荷受者印・サイン)

<b>発注/ 要請元</b>	(自治体名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)
<b>納入先</b>	(施設名)
	(住所)
	(受取担当者名)
	(電話番号) (FAX番号) (E-mail)

<b>物資 提供者</b>	(企業・組織名)
	(担当者名)
	(電話番号) (FAX番号)
	(E-mail)
<b>輸送事業者</b>	車両番号
	到着予定日時
	年 月 日 時 分
<b>備考</b> (管理項目)	(集荷場所、納入先到着予定日時等を記載)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

	品目		ロット	使用期限	数量		備考
	品名	製造販売元			規格	個数	
1				年 月 日			
2				年 月 日			
3				年 月 日			
4				年 月 日			
5				年 月 日			
6				年 月 日			
7				年 月 日			
8				年 月 日			
9				年 月 日			
10				年 月 日			

(\*)該当に○で囲み、不必要な箇所は二重取消線又は斜線を引くこと。

次ページ あり/なし ( / )

(参考様式4)

薬剤師班名簿

活動拠点:

	月日	氏名	所属	連絡先	従事時間	活動内容	その他特記事項
1					: ~ :		
2					: ~ :		
3					: ~ :		
4					: ~ :		
5					: ~ :		
6					: ~ :		
7					: ~ :		
8					: ~ :		
9					: ~ :		
10					: ~ :		

## 別紙 1

### 香川県災害薬事コーディネーター設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、医療救護活動に必要な薬剤師派遣及び救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液等（以下「医薬品等」という。）の供給に関する調整等を図るため、災害薬事コーディネーターを設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (配置)

第2条 香川県災害対策本部（保健医療福祉調整本部）に災害薬事コーディネーター（総括）を、香川県保健福祉事務所及び香川県小豆総合事務所（以下「保健福祉事務所」という。）に災害薬事コーディネーター（保健福祉事務所）を、一次医薬品等集積所が設置される場合は、当該集積所に災害薬事コーディネーター（一次医薬品等集積所）をそれぞれ配置する。

#### (委嘱及び任期)

第3条 知事は、一般社団法人香川県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）等が行う災害関係研修会を受けた者等のうち、地域性を考えて県薬剤師会から推薦された者を、各災害薬事コーディネーターとしてそれぞれ委嘱する。

2 任期は設けないものとする。

#### (解嘱)

第4条 災害薬事コーディネーターに委嘱された者から、災害薬事コーディネーターとして業務を行うことができない事由が生じたときは、知事はその職を解くことができる。

#### (職務)

第5条 災害薬事コーディネーターは、大規模災害時に、保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）の要請により第2条に規定される配置場所に出務し、医療救護活動に必要な薬剤師及び医薬品等の需要の把握と調整を行い、県に対して効率的かつ的確に薬剤師、医薬品等を配置、供給するための助言及び支援を行う。

2 保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）は、医療救護活動等が安定した場合は、災害薬事コーディネーターに対する出務の要請を解除するものとする。

#### (秘密を守る義務)

第6条 災害薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (実費弁償等)

第7条 災害薬事コーディネーターの実費弁償は、保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度（平成12年香川県告示第283号）の第2に定める額を支給する。

2 災害薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年香川県条例第29号）の例により、扶助金を支給する。

#### (事務)

第8条 災害薬事コーディネーターに関する事務は、健康福祉部薬務課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、災害薬事コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

## 別紙 2

### 香川県震災時用医薬品等備蓄管理要綱

#### 1 目的

この要綱は、災害時における被災者の緊急救護用として県が備蓄する別表に掲げる震災時用医薬品等（以下「備蓄医薬品等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 備蓄医薬品等の確保及び管理

備蓄医薬品等は、別紙に掲げる県保健所及び県が管理を依頼した機関（以下「備蓄機関」という。）に配備するものとする。

備蓄機関にあっては、備蓄医薬品等を安全にかつ品質管理が容易に行える適切な場所に保管するものとする。

#### 3 備蓄医薬品等の点検

各保健所長は、管内備蓄機関における備蓄医薬品等について年1回以上点検を行い、第1号様式に定める「震災時用医薬品等点検調査表」により薬務課長に報告するものとする。

なお、高松市保健所管内備蓄機関における備蓄医薬品等については、薬務課が年1回以上点検を行い、第1号様式に定める「震災時用医薬品等点検調査表」により薬務課長に報告するものとする。

#### 4 備蓄医薬品等の補充又は交換

備蓄医薬品等を補充又は交換する必要があると認められる場合にあっては、薬務課長は、補充又は交換の期日を備蓄機関及び当該業務を行う医薬品卸業者に通知するものとする。

備蓄機関は補充又は交換を確認のうえ、第2号様式に定める「震災時用医薬品等補充（交換）確認書」により薬務課長あてに報告するものとする。なお、補充又は交換がなかった年度については、第3号様式に定める「震災時用医薬品等確認書」を薬務課長に報告するものとする。

#### 5 有効期限経過品等の措置

前項の交換により、有効期限を経過する等不要となった備蓄医薬品等については、備蓄機関において適切に処分するものとする。

#### 6 供給要請等

備蓄機関は、香川県災害対策本部の要請に基づき、保有する車両等により備蓄医薬品等を指定された応急救護所等へ搬送するものとする。ただし、情報伝達体制が寸断される等の場合にあっては、備蓄機関の判断により備蓄医薬品等を供給することができるものとし、事後、香川県災害対策本部に報告するものとする。

なお、備蓄機関による搬送が不可能であると認められる等の場合にあっては、県において、緊急輸送が可能な方法又は手段を確保するものとする。

#### 7 供給後の措置

前項により供給された備蓄医薬品等は、災害復旧後の適当な時期に、搬送した備蓄機関により搬送ケース及び使用残分を回収し、管轄保健所長に報告するものとする。

回収された備蓄医薬品等については、すみやかに第3項及び第4項に準じた措置をとるものとする。

附 則

この要綱は、平成 9年 1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別紙3

震災時用備蓄医薬品等リスト(1単位あたり)

1 医薬品

令和6年1月4日現在

区分	薬効分類	薬品名(主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポビドンヨード(消毒剤)	250ml	1本
	含嗽薬	ポビドンヨード(含嗽剤)	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタリン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	10枚
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ツロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
		ブドウ糖液	100ml	2本
生理食塩液		20ml	10A	
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン(舌下錠)	0.3mg	100T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒベンズ酸塩	20mg	100T
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
		抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩(口腔内崩壊錠)	2.5mg
	精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T

2 医療資器材

区分	品名	規格	数量
医療救護用資器材	小外科セット	ピンセット	2
		喉頭鏡	1
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウェイ	2
		ペンライト	1
体温計	1		

区分	品名	規格	数量	
医療救護用資器材	手術用手袋	手術用手袋	20	
	注射器	注射器(針付きタイプ)	2.5ml	30
			5ml	20
			20ml	10
輸液セット	止血帯		2	
	輸液セット		2	
衛生材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大	24	
		滅菌ガーゼ小	30	
		三角巾	6	
	脱脂綿	皮膚清浄綿	75包	
		カット綿	100g	
	包帯等	耳付包帯 46mm×9m	1本	
		耳付包帯 56mm×9m	1本	
		包帯止	100	
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m	1	
		救急絆	200	
		油紙	10	
		紙絆 9mm×10m	10	



別紙4

震災時用医薬品等備蓄機関一覧

R6年1月4日現在

地域	番号	備蓄機関の名称	備蓄単位数	〒	所在地	
東讃	1	さぬき市民病院	2	769-2393	さぬき市寒川町石田東甲387番地1	
	2	直島町立診療所	1		761-3110	香川郡直島町2310番地1
	3	香川県立白鳥病院	2		769-2788	東かがわ市松原963
	4	香川大学医学部附属病院	2		761-0793	木田郡三木町池戸1750-1
	5	香川県東讃保健福祉事務所	2		769-2401	さぬき市津田町津田930-2
小豆	6	小豆島中央病院	2	761-4301	小豆郡小豆島町池田2060番地1	
	7	香川県小豆総合事務所	1		761-4121	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5
高松	8	高松市立みんなの病院	2	761-8538	高松市仏生山町甲847番地1	
	9	高松市民病院塩江分院	1		761-1612	高松市塩江町安原上東99-1
	10	高松赤十字病院	2		760-0017	高松市番町四丁目1-3
	11	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院	2		761-8076	高松市多肥上町1331-1
	12	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	2		761-0186	高松市屋島西町2105番17
	13	独立行政法人地域医療機能推進機構 りつりん病院	2		760-0073	高松市栗林町三丁目5-9
	14	高松病院	2		760-0018	高松市天神前4-18
	15	香川県薬剤師会調剤薬局	1		760-0065	高松市朝日町一丁目1-11
	16	香川県立中央病院	2		760-8557	高松市朝日町一丁目2-1
中讃	17	坂出市立病院	2	762-8550	坂出市寿町三丁目1-2	
	18	社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	1		762-0007	坂出市室町三丁目5-28
	19	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院	2		763-8502	丸亀市城東町三丁目3-1
	20	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2		765-8507	善通寺市仙遊町二丁目1-1
	21	綾川町国民健康保険陶病院	2		761-2103	綾歌郡綾川町陶1720-1
	22	香川県厚生農業協同組合連合会 滝宮総合病院	2		761-2305	綾歌郡綾川町滝宮486
	23	香川県立丸亀病院	1		763-8518	丸亀市土器町東九丁目291
	24	香川県中讃保健福祉事務所	2		763-0082	丸亀市土器町東八丁目526
西讃	25	みとよ市民病院	2	769-1101	三豊市詫間町詫間6784番地206	
	26	三豊市立西香川病院	2		767-0003	三豊市高瀬町比地中2986番地3
	27	三豊総合病院	2		769-1695	観音寺市豊浜町姫浜708
	28	香川県西讃保健福祉事務所	2		768-0067	観音寺市坂本町7-3-18
合計	28施設		50単位			

## 別紙5

## (香川県医薬品卸業協会) 災害時用流通備蓄医薬品等リスト

令和5年4月1日現在

区分	薬効分類	薬品名 (主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	20 本
		消毒用エタノール	500ml	20 本
		ポビドンヨード (消毒剤)	250ml	20 本
	含嗽薬	ポビドンヨード (含嗽剤)	250ml	20 本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500 g	10 本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5 g	200 本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	200 袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	20 袋
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm×3枚	10 袋
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	100 本
ツロブテロール貼付剤		1mg	1,000 枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	200 A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	200 筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	200 A
		乳酸リンゲル液	250ml	40 本
	輸液	ブドウ糖液	100ml	40 本
生理食塩液		20ml	200 A	
内服薬		抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg
	クラリスロマイシン錠		200mg	2,000 T
	レボフロキサシン水和物錠		500mg	800 T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	2,000 T
		アセトアミノフェン錠	200mg	2,000 T
	糖尿病治療薬	ボグリボース (口腔内崩壊錠)	0.2mg	6,400 T
		ミチグリニドカルシウム水和物錠	10mg	6,400 T
		グリメピリド錠	1mg	6,400 T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩 (口腔内崩壊錠)	5mg	2,000 T
		ニフェジピン錠	20mg	6,400 T
		カンデサルタンシレキセチル錠	4mg	6,400 T
		フロセミド錠	20mg	6,400 T
	心疾患用薬	ニトログリセリン (舌下錠)	0.3mg	2,000 T
		アテノロール錠	50mg	6,400 T
		アスピリン錠	100mg	6,400 T
		ワルファリンカリウム錠	1mg	6,400 T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒベンズ酸塩錠	20mg	2,000 T
	気管支拡張剤	テオフィリン徐放性製剤	100mg	2,000 T
	ステロイド剤	プレドニゾロン錠	5mg	2,000 T
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	6,400 SP
消化器用薬	ランソプラゾール (口腔内崩壊錠)	15mg	6,400 T	
	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	2,000 T	
	ロペラミド塩酸塩カプセル	1mg	2,000 cp	
	耐性乳酸菌錠	—	6,400 T	
	センノシド錠	12mg	2,000 T	
抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩 (口腔内崩壊錠)	5mg	2,000 T	
精神安定薬	エチゾラム錠	0.5mg	6,400 T	
	ジアゼパム錠	2mg	2,000 T	
抗てんかん薬	バルプロ酸ナトリウム	200mg	1,000 T	
その他	点眼剤	非ステロイド性抗炎症点眼剤	5ml	400 本
	トキシイド	破傷風トキシイド	0.5ml	20 本

## 別紙6

# 香川県医薬品卸業協会との協定書

## 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

### （要請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機関において使用する医薬品等及び県又は市町の災害時用備蓄医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

### （供給医薬品等の範囲）

第2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に供するものとする。

### （要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

### （価格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。  
ただし、災害発生時において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

### （代金の支払い）

第7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

### （協議）

第8 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

### （有効期限）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 9年 2月 27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県  
香川県知事 平井 城一

乙 香川県高松市亀岡町9番20号  
香川県医薬品卸業協会  
会長 岡内 信三

## 別紙 7

# 香川県医薬品小売商業組合との協定書

## 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医薬品小売商業組合（以下「乙」という。）との間に災害時における一般用医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

### （要請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙及び乙に加盟する組合員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

### （供給医薬品等の範囲）

第2 乙は、甲から要請のあった医薬品等について、乙等の保有する範囲内において供給に供するものとする。

### （要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

### （引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所及び時刻等については、甲が指定するものとし、甲の指定する者が、医薬品等を確認のうえ受領するものとする。

### （価格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。ただし、災害発生時において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙等協議して定める。

### （代金の支払い）

第7 甲は、引取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

### （協議）

第8 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

### （有効期限）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 9年 2月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県  
香川県知事 平井 城一

乙 香川県高松市亀岡町9番20号  
香川県医薬品小売商業組合  
理事長 松岡 豊

## 香川県薬剤師会との協定書

### 災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と社団法人香川県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

#### （総則）

第1条 この協定は、香川県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 この協定は、香川県において大規模災害が発生し、甲が医療救護について乙の協力を求めたときに適用するものとする。
- 3 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町が行う医療救護について、本協定に準じ、薬剤師会各支部の協力を得て円滑に実施されるよう必要な調整を行うものとする。
- 4 乙は、薬剤師会各支部に対し、全項に定める市町の医療救護体制の整備が円滑に行われるように、必要な調整を行うものとする。

#### （薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、香川県地域防災計画に基づく医療救護活動において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師で編成される救護班（以下「薬剤師班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに薬剤師班を編成、派遣し、甲が指示する場所において医療救護を実施するものとする。

#### （医療救護計画）

第3条 乙は、甲からの薬剤師班の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、予め、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

- 2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。
  - (1) 薬剤師班の編成計画
  - (2) 薬剤師班の医療救護活動計画
  - (3) 乙の支部その他関係機関との連絡体制
  - (4) 医療救護訓練の計画
  - (5) その他必要な事項

#### （薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町が設置する救護所、避難所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

- 2 薬剤師班の業務は次のとおりとする。
  - (1) 救護所等における調剤、服薬指導及び医師等への医薬品情報の提供
  - (2) 医薬品等の集積所及び救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

#### （薬剤師班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、薬剤師班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

#### （薬剤師班の輸送）

第6条 甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品の供給)

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、甲が関係機関と連携し、供給するほか、当該薬剤師班が携行するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成19年3月23日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号  
香川県  
香川県知事 真鍋武紀

乙 香川県高松市亀岡町9番20号  
社団法人香川県薬剤師会  
会長 宇川英二

## 別紙9

### 日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部との協定書

#### 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療ガス等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 甲は、香川県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、医療ガス等を調達する必要があると認めたときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請するものとする。

#### （医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち会員会社が保有する医療ガス等とする。

- （1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス等
- （2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等
- （3）その他甲が必要と認めたもの

#### （要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

#### （要請に基づく措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、会員会社の所有する医療ガス等を、甲に速やかに供給するとともに、その措置状況を別途定める文書により甲に報告する。

2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

#### （価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

#### （引渡し）

第6条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。

3 甲は、災害時において乙が医療ガス等を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

#### （連絡責任者及び連絡方法等）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県薬務主管課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡できる手段を、確保しておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第10条 甲が災害対策等に関する連絡協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加・協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県  
香川県知事職務代理者  
香川県副知事 天 雲 俊 夫

乙 香川県高松市朝日町5-14-1  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
四国地域本部医療ガス部門香川県支部  
支 部 長 佐 々 木 康 二



## 香川県医療機器販売業協会との協定書

### 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療機器等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

#### （供給医療機器等の範囲）

第2条 乙は、甲から要請のあった医療機器等について、乙の会員が保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

#### （要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。  
2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとする。

#### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条に定める要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を文書により甲に報告する。

#### （引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲の指定するものが、医療機器等を確認のうえ受領するものとする。

#### （価格）

第6条 医療機器等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）を基準として甲、乙協議の上、定めるものとする。

#### （代金の支払い）

第7条 甲は、引き取った医療機器等の代金を速やかに供給した会員に支払うものとする。

#### （連絡責任者及び連絡方法等）

第8条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、香川県薬務感染症対策課長を、乙は香川県医療機器販売業協会理事長をそれぞれ指定するものとする。  
2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

#### （協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年11月 9日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香 川 県  
香川県知事 浜田 恵造

乙 高松市香川町川東下277-1  
四国医療器株式会社 香川営業所内  
香川県医療機器販売業協会  
理 事 長 尾形 龍紀

## 医薬品等集積所に必要とされる設備等一覧

運搬車両等	車両（できれば4輪駆動車）【緊急車両事前届出済証】・優先給油証）、バイク・自転車、燃料補給用タンク、緊急車両用ステッカー 等
医薬品等保管施設	簡易薬棚、冷蔵庫、鍵のかかる施設（金庫）、保管ケース 等
搬送用資材	輸送用ケース、クーラボックス（保冷剤）、リュックサック 等
通信機材等	電話（衛星電話）、携帯電話（充電器）、パソコン（インターネット）、USBメモリー等記憶媒体、プリンター、ファクシミリ、テレビ、コピー機、デジタルカメラ 等
書籍	医療用・一般用日本医薬品集、薬剤識別コード辞典、ポケット医薬品集 等
緊急用調剤セット等	災害用処方箋、薬袋、投薬ビン、秤、スパーテル、半錠ばさみ、薬包紙、ゴム印、お薬手帳 等
事務用品	マジック等筆記用具、記録用紙、電卓、電池、ホワイトボード（ライティングシート）、クリップ、バインダー、ラベル、ポスター用紙、印刷用紙、セロハンテープ、ガムテープ 等
防災用具	懐中電灯、携帯ラジオ、軍手、ゴム手袋、雨具、長靴、防寒具、寝袋、ヘルメット、ビニール袋、ごみ袋、ウェットティッシュ、ラップ、飲料水、食料 等
その他	地図（道路・住宅）、スタッフ証（名札）等

資料2 災害用処方箋（例）

災害用処方箋

患者	氏名 (生年月日)	( 年 月 日生)	男・女	医療救護所等の名称・所在地
	交付年月日	年 月 日		所属する医療機関の名称
	処方箋の使用期限	交付の日を含めて4日以内		処方医師氏名
処方				連絡先(携帯電話番号等):
	変更不可 <input type="checkbox"/>			
備考	患者連絡先(携帯電話等):			
調剤済年月日		年 月 日		
調剤した薬剤師氏名				
調剤所の名称・所在地				
調剤した薬剤師の所属する組織の名称・連絡先				

資料3 災害用薬袋（例）

災害用薬袋

医療救護所の名称：

所在地：

---

おくすり袋

お名前 \_\_\_\_\_ 様

調剤年月日	薬剤名	用法用量	日数	薬剤師の氏名
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	
		1日 回	日分	

災害薬事コーディネーター（Co）（総括）

発災直後～

## 災害薬事Co（総括）の業務

### 1 参集

災害対策本部（保健医療福祉調整本部）が設置されたときは、保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）の要請に応じて、災害対策本部（保健医療福祉調整本部）に参集し、関係者との連絡体制を確立する。

### 2 優先的に行う業務内容

- ・災害薬事Co等関係者の安否確認及び活動指示
- ・医薬品等の供給要請：  
各管内からの要請を取りまとめ、震災時用医薬品等備蓄機関、医薬品卸業協会、小売商業組合、医療ガス協会、医療機器販売業協会へ依頼
- ・薬剤師の派遣要請：  
各管内からの要請を取りまとめ、県薬剤師会へ依頼

### 3 アクションカード

アクションカードに基づき、次の業務を行う。

	アクションカードNo.
災害薬事Co等関係者の 安否確認及び活動開始指示	アクションカードNo. 1
医薬品等の供給要請	アクションカードNo. 2
薬剤師の派遣要請	アクションカードNo. 3

### 4 情報収集と状況報告

□県内の災害薬事Coからの情報を集約し、内容を整理する。

□使用可能な通信手段により情報伝達・情報共有を図る。

衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等

災害薬事コーディネーター（Co）（総括）

発災直後～

# 災害薬事Co等関係者の安否確認及び活動開始指示

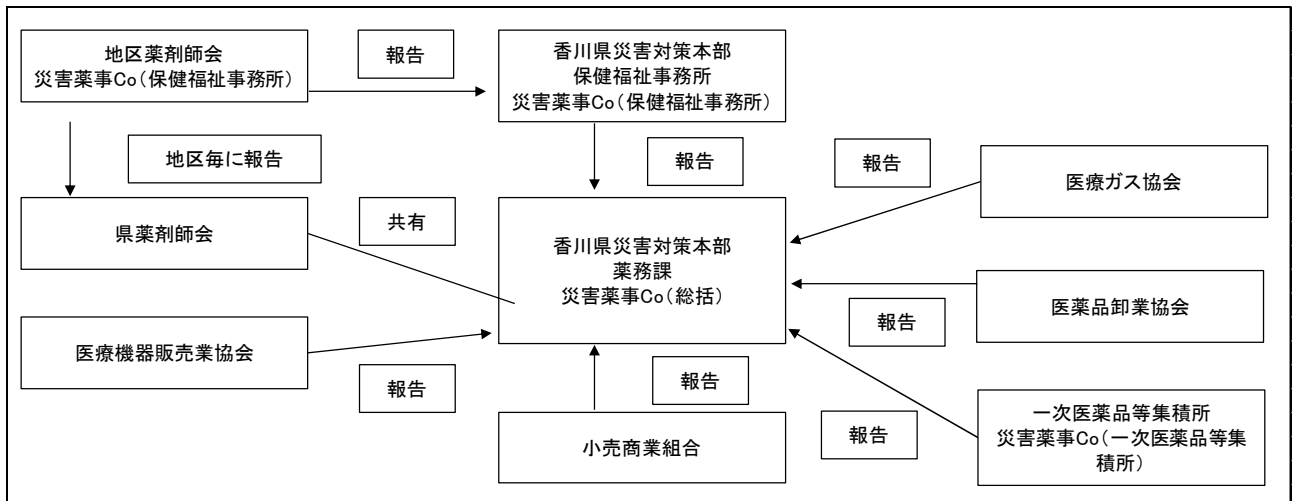
1 必要物品

- 災害薬事Coリスト
- 筆記用具
- 通信手段（衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等）

2 確認方法（使用可能な通信手段を活用）

- その他（各自携帯電話、メール等で連絡）

3 安否確認・参集体制



災害薬事Coは、県災害対策本部（保健医療福祉調整本部）に参集する。

災害薬事Co（総括）は、災害薬事Co等関係者の安否状況をまとめ、情報共有するとともに、災害薬事Co等に活動開始指示を行う。

災害薬事コーディネーター（Co）（総括）

## 医薬品等の供給要請

### 1 必要物品

- 震災時用備蓄医薬品等リスト
- 筆記用具
- 災害担当者等名簿（医薬品卸業協会、小売商業組合、医療ガス協会、医療機器販売業協会）
- 地図
- 様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇄県災害対策本部）
- 様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇄備蓄医療機関）
- 様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇄県災害対策本部）
- 様式4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式2 医薬品等入出庫管理票

### 2 要請手段（使用可能な通信手段を活用）

- 衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等
- ※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管する。

### 3 搬送者

- 震災時用医薬品等備蓄機関・薬務課・保健福祉事務所、医薬品卸業協会、協定締結団体原則として
  - ・県震災時用医薬品等については、震災時用医薬品等備蓄機関が搬送する。
  - ・一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、県薬剤師会等の協力を得て行う。
  - ・二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。
  - ・流通備蓄医薬品等については、医薬品卸業協会が搬送する。
  - ・その他、要請品目に応じて協定締結団体が搬送する。

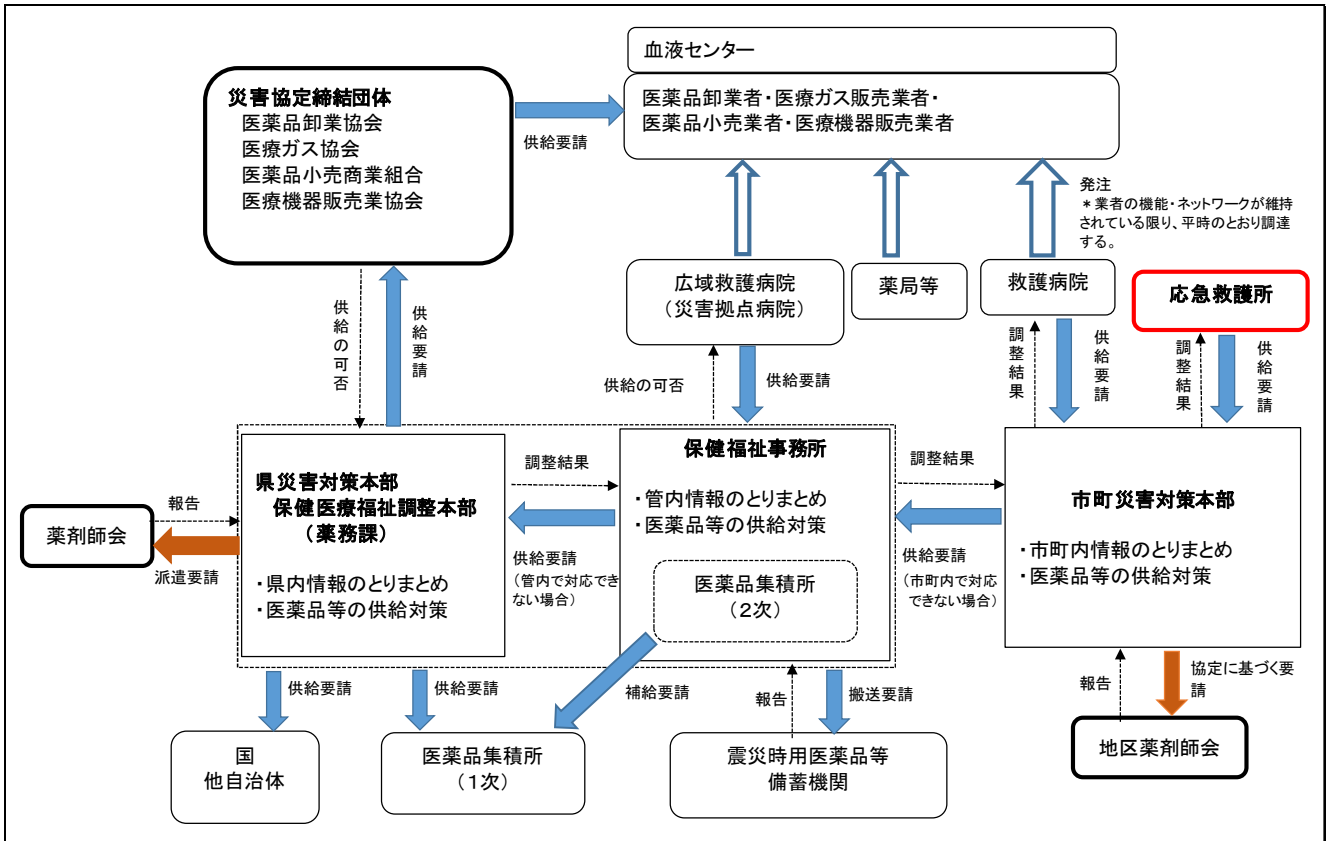


#### 4 発災後の対応

□県内の医薬品卸業者等の基本的な機能・ネットワークが維持されている限り、平常時と同様に、各医療機関等において、医薬品卸業者等から医薬品等を調達する。

それができない場合は県に調達又は斡旋を要請する。

#### 5 要請・供給フロー図



- ① 協定締結団体及び血液センターの被災状況を確認する。
- ② 保健福祉事務所から（様式1）により、震災時用医薬品等の供給の要請を受けたときは、要請のあった保健福祉事務所に対し（様式1）の返送により、供給の可否を連絡する。  
同時に（様式2）により、震災時用医薬品等備蓄機関に対し搬送を要請する。なお、震災時用医薬品等備蓄機関による搬送が困難な場合は、医療コーディネーター等と協議し、他の手段による搬送を調整する。
- ③ 保健福祉事務所から（様式3）による医薬品等の要請があった場合は、医薬品卸業協会に対し流通備蓄医薬品等を、その他、要請品目に応じ協定締結団体へ供給を要請する。
- ④ 協定締結団体からの調達でも不足すると予想される場合は、厚生労働省や他の都道府県等に医薬品等の調達を要請する。

災害薬事コーディネーター（Co）（総括）

## 薬剤師の派遣要請

### 1 必要物品

- 災害薬事Coリスト
- 支援薬剤師リスト
- 災害拠点病院、救護所等リスト
- 筆記用具
- 地図
- 様式8 薬剤師派遣要請書（薬務課→県薬剤師会）

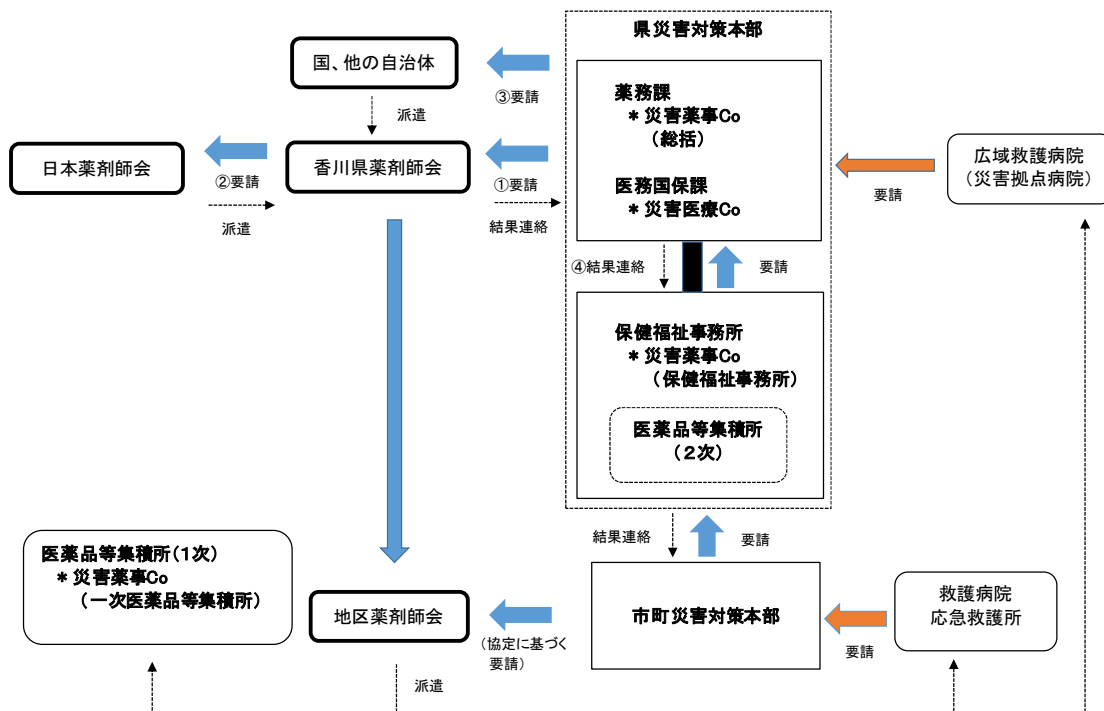
### 2 要請手段（使用可能な通信手段を活用）

- 衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等
- ※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管する。

### 3 県薬剤師会との連携

- 災害薬事Co（総括）から、県薬剤師会に薬剤師派遣を要請する。
- 県内で薬剤師が確保できない場合、県薬剤師会から日本薬剤師会に薬剤師派遣を要請する。

#### 4 要請・派遣フロー図



- ① 災害薬事Co（総括）は、県薬剤師会へ業務課からの要請を伝える。（様式8）  
要請人数を確保できない場合は、災害薬事Co（総括）が、各管内への派遣人数を決定する。
- ※ 県内で薬剤師の確保が困難な場合、②、③に進む
- ② 県薬剤師会から、日本薬剤師会へ要請する。
  - ③ 業務課から国、他の自治体へ要請する。
  - ④ 調整結果を要請元（災害拠点病院、保健福祉事務所等）に連絡し、情報伝達に用いたPCデータ、ファックス用紙等を保管する。

災害薬事コーディネーター（Co）（保健福祉事務所）

発災直後～

## 災害薬事Co（保健福祉事務所）の業務

### 1 参集

災害対策本部（保健医療福祉調整本部）が設置されたときは、保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）の要請に応じて、担当する保健福祉事務所に参集し、関係者との連絡体制を確立する。

### 2 優先的に行う業務内容

- ・管内災害薬事Coの安否確認及び活動指示
- ・医薬品等の供給要請：  
管内の市町災害対策本部等からの要請を取りまとめ、管内に備蓄している震災時用医薬品等の供給が困難な場合は、災害薬事Co（総括）へ要請
- ・薬剤師の派遣要請：  
市町から、薬剤師班派遣の要請を受けたとき又は管内に二次医薬品等集積所が設置されたときは、災害薬事Co（総括）へ要請
- ・二次医薬品等集積所が設置される場合は、その設置
- ・支援薬剤師に対して業務の指揮
- ・「受入」「仕分け」「保管」「払出し」等の運営管理・供給調整

### 3 アクションカード

アクションカードに基づき、次の業務を行う。

	アクションカードNo.
管内災害薬事Coの安否確認及び報告	アクションカードNo. 4
医薬品等の供給要請	アクションカードNo. 5
薬剤師の派遣要請	アクションカードNo. 6
医薬品等の管理・供給調整	アクションカードNo. 7

### 4 情報収集と状況報告

- 管内の災害薬事Coからの情報を集約し、内容を整理する。
- 使用可能な通信手段により、災害薬事Co（総括）へ報告する。  
衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等

災害薬事コーディネーター（Co）（保健福祉事務所）  
発災直後～

## 管内災害薬事Coの安否確認及び報告

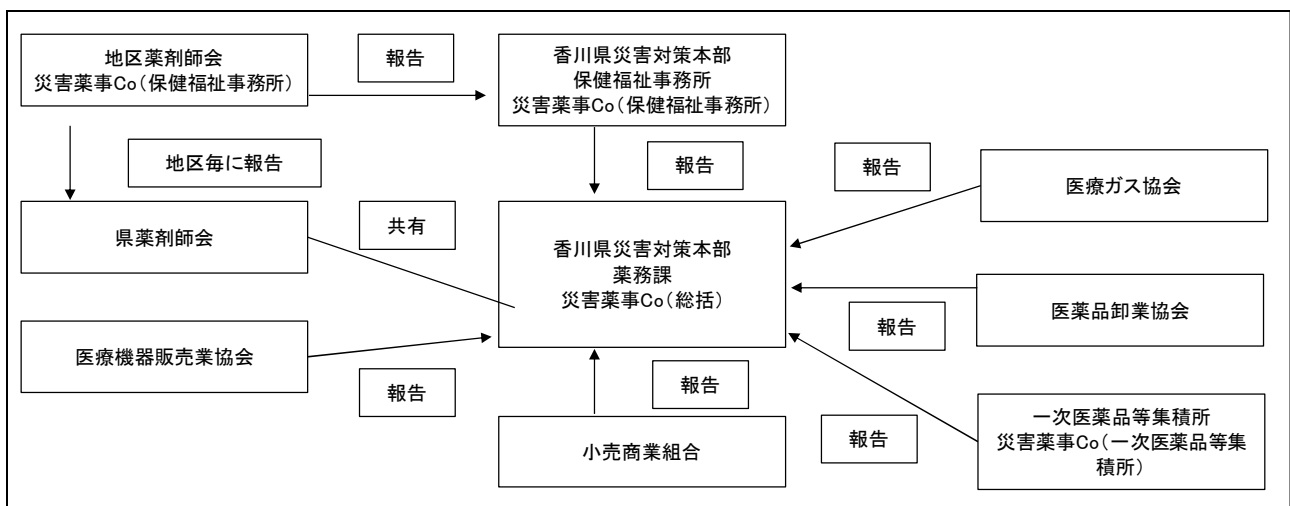
### 1 必要物品

- 管内災害薬事コーディネーターリスト
- 筆記用具
- 通信手段（衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等）

### 2 確認方法（使用可能な通信手段を活用）

- その他（各自携帯電話、メール等で連絡）

### 3 安否確認・参集体制



災害薬事Co（保健福祉事務所）は担当する保健福祉事務所に参集し、管内の災害薬事Coの安否について災害薬事Co（総括）に報告する。

災害薬事Co（総括）は、災害薬事Co等関係者の安否状況をまとめ、情報共有するとともに、災害薬事Co等に活動開始指示を行う。

災害薬事コーディネーター（Co）（保健福祉事務所）

## 医薬品等の供給要請

担当する保健福祉事務所に参集

### 1 必要物品

- 災害時備蓄医薬品リスト
- 筆記用具
- 災害担当者等名簿（医薬品卸業協会、小売商業組合、医療ガス協会、医療機器販売業協会）
- 地図
- 様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇄県災害対策本部）
- 様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇄備蓄医療機関）
- 様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇄県災害対策本部）
- 様式4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式2 医薬品等入出庫管理票

### 2 要請手段（使用可能な通信手段を活用）

- 衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等
- ※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管する。

### 3 搬送者

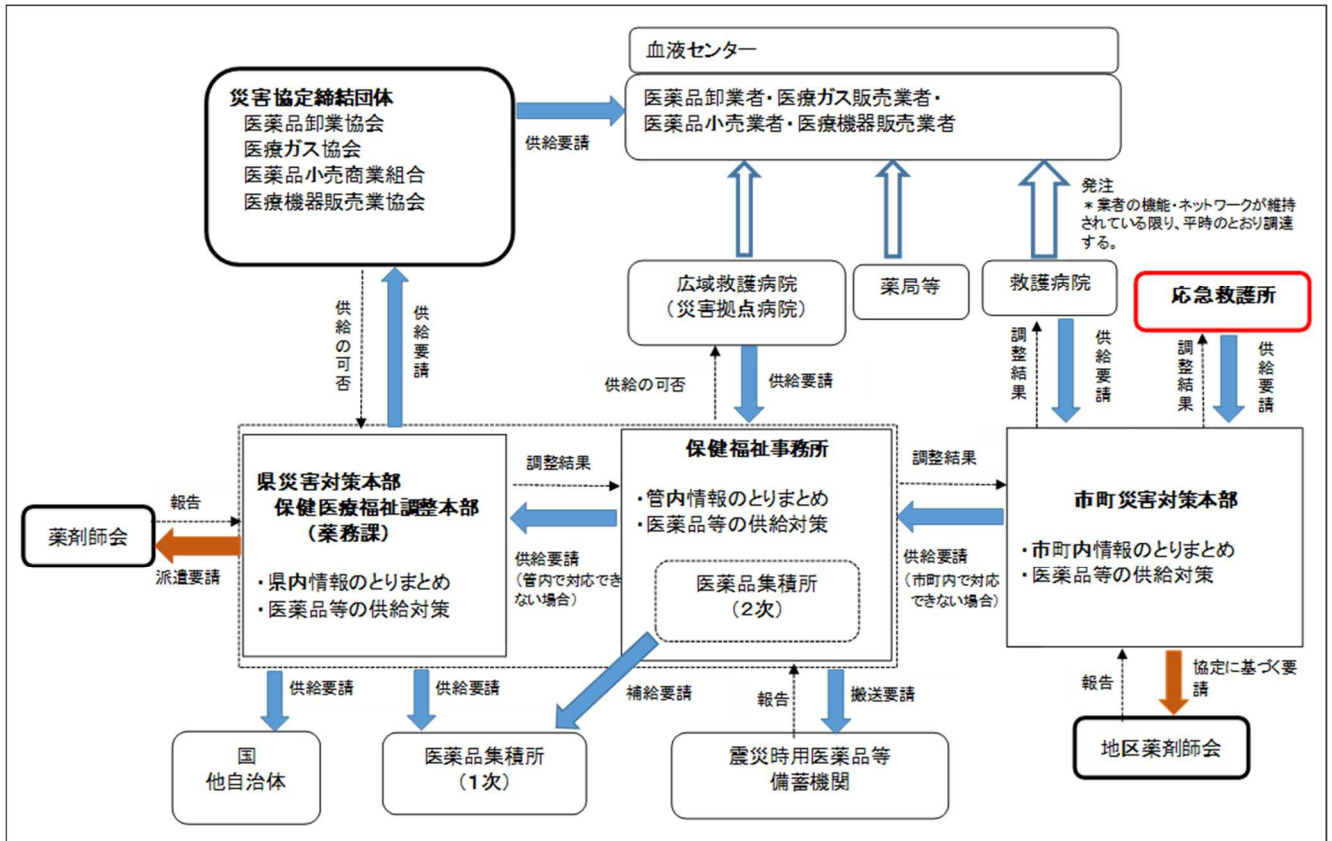
- 震災時用医薬品等備蓄機関・薬務課・保健福祉事務所、医薬品卸業協会、協定締結団体  
原則として
  - ・ 県震災時用医薬品等については、震災時用医薬品等備蓄機関が搬送する。
  - ・ 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、県薬剤師会等の協力を得て行う。
  - ・ 二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。
  - ・ 流通備蓄医薬品等については、医薬品卸業協会が搬送する。
  - ・ その他、要請品目に応じて協定締結団体が搬送する。

#### 4 発災後の対応

□県内の医薬品卸業者等の基本的な機能・ネットワークが維持されている限り、平常時と同様に、各医療機関等において、医薬品卸業者等から医薬品等を調達する。

□それができない場合は県に調達又は斡旋を要請する。

#### 5 要請・供給フロー図



- ① 市町から震災時医薬品等の供給要請を受けたときは、管内の被災状況等を判断し、管内に備蓄している震災時医薬品等を要請元市町の指定する応急救護所等に供給する。
- ② 要請元市町に対し、(様式1)により供給の可否を連絡するとともに、供給する場合は、(様式2)により、震災時医薬品等備蓄機関に対し搬送を要請する。なお、震災時医薬品等備蓄機関による搬送が困難な場合は、他の手段による搬送を調整する。
- ③ 供給等の措置内容を(様式1)に記入し、薬務課に報告する。
- ④ 管内に備蓄している震災時医薬品等の供給が困難な場合は、(様式1)の回送により、管外に備蓄の震災時医薬品等の供給を薬務課に要請する。
- ⑤ 薬務課から、供給の可否の連絡を受けた場合は、その内容を要請元市町に連絡する。
- ⑥ さらに、市町から(様式3)により、医薬品等の供給要請を受けたときは、薬務課に供給を要請する。

災害薬事コーディネーター（Co）（保健福祉事務所）

## 薬剤師の派遣要請

担当する保健福祉事務所に参集

### 1 必要物品

- 管内災害薬事Coリスト
- 管内災害拠点病院、救護所等リスト
- 地図
- 支援薬剤師リスト
- 筆記用具

### 2 要請手段（使用可能な通信手段を活用）

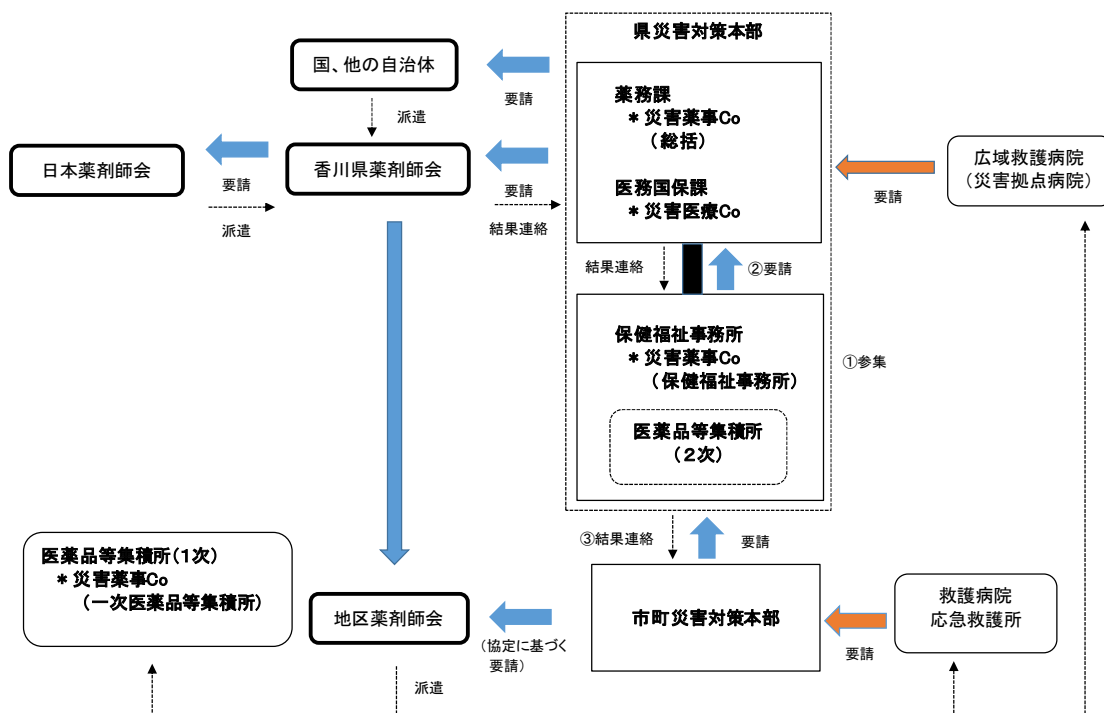
- 衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等
- ※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管する。

### 3 災害薬事Co（総括）との連携

- 災害薬事Co（総括）に連絡し、管内の薬剤師派遣を要請する。



#### 4 要請・派遣フロー図



- ① 原則として担当する保健福祉事務所に参集し業務を行う。
- ② 災害薬事Co（総括）へ薬剤師派遣について要請する。
- ③ 管内の支援薬剤師の派遣先を決定し、要請元に連絡するとともに情報伝達に用いたPCデータ、ファックス用紙等を保管する。

災害薬事コーディネーター（Co）（保健福祉事務所）

## 医薬品等の管理・供給調整

### 1 必要物品

- 災害時備蓄医薬品リスト
- 筆記用具
- 災害担当者等名簿（医薬品卸業協会、小売商業組合、医療ガス協会、医療機器販売業協会）
- 地図
- 様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇔県災害対策本部）
- 様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇔備蓄医療機関）
- 様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇔県災害対策本部）
- 様式4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式2 医薬品等入出庫管理票

### 2 医薬品管理等

- ・ 医薬品等の保管場所を確保する。

#### <受入>

- ・ 検品し、納品伝票等に集積所名及び受領者の記名押印またはサインをする。
- ・ 集積所内の医薬品等リスト（品名・規格・数量）を作成する。

#### <保管>

- ・ 効率的に払い出せるよう、内用薬・外用薬・注射薬・医療資機材に分類し、薬効順に分類する。
- ・ 有効期間・使用期限の確認・管理をする。
- ・ 保存に注意が必要な医薬品（要冷所・暗所保存、要防湿）に注意して保管する。
- ・ 毒薬・劇薬・向精神薬等については、盗難予防に配慮して施錠できる場所に保管する。

#### <払出>

- ・ 市町から、医薬品等の供給要請を受けたときは、要請元等に医薬品等を供給する。
- ・ 医薬品等を準備し、医薬品等入出庫管理表（参考様式2）を作成する。

### 3 要請手段（使用可能な通信手段を活用）

□ 衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等

※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管する。

### 4 搬送者

□ 薬務課・保健福祉事務所・医薬品卸業協会、協定締結団体

原則として

- ・ 県震災時用医薬品等については、震災時用医薬品等備蓄機関が搬送する。
- ・ 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- ・ 二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。
- ・ 流通備蓄医薬品等については、医薬品卸業協会が搬送する。
- ・ その他、要請品目に応じて協定締結団体が搬送する。

- ・災害薬事コーディネーター（一次医薬品等集積所）アクションカードNo. 0

災害薬事コーディネーター（C○）（一次医薬品等集積所）

発災直後

## 災害薬事C○（一次医薬品等集積所）の業務

### 1 参集

一次医薬品等集積所が設置される場合は、保健医療福祉調整本部長（健康福祉部長）の要請に応じて、一次医薬品等集積所（サンメッセ香川）に参集し、関係者との連絡体制を確立する。

### 2 優先的に行う業務内容

- ・ 災害薬事C○（一次医薬品等集積所）の安否報告
- ・ 一次医薬品等集積所の設置に協力
- ・ 支援薬剤師に対して業務の指揮
- ・ 「受入」「仕分け」「保管」「払出し」等の運営管理・供給調整

### 3 アクションカード

アクションカードに基づき、次の業務を行う。

	アクションカードNo.
災害薬事C○（一次医薬品等集積所）の安否確認及び報告	アクションカードNO. 8
医薬品等の管理・供給調整	アクションカードNo. 9

### 4 情報収集と状況報告

一次医薬品等集積所に参集する。

使用可能な通信手段により、災害薬事C○（総括）へ報告する。

衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等

災害薬事コーディネーター（Co）（一次医薬品等集積所）  
 発災直後～

## 災害薬事Co（一次医薬品等集積所）の安否確認及び 報告

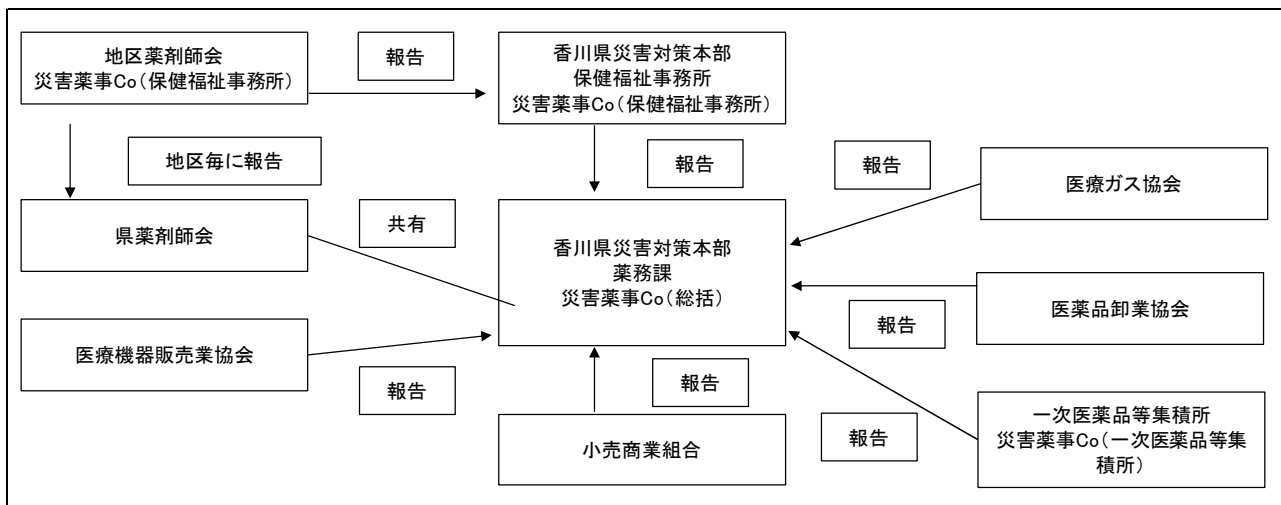
### 1 必要物品

- 管内災害薬事コーディネーターリスト
- 筆記用具
- 通信手段（衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等）

### 2 確認方法（使用可能な通信手段を活用）

- その他（各自携帯電話、メール等で連絡）

### 3 安否確認・参集体制



災害薬事Co（一次医薬品等集積所）は、一次医薬品等集積所（サンメッセ香川）に参集し、管内の災害薬事Co（一次医薬品等集積所）の安否について災害薬事Co（総括）に報告する。

災害薬事Co（総括）は、災害薬事Co等関係者の安否状況をまとめ、情報共有するとともに、災害薬事Co等に活動開始指示を行う。

災害薬事コーディネーター（Co）（一次医薬品等集積所）

## 医薬品等の管理・供給調整

### 1 必要物品

- 災害時備蓄医薬品リスト
- 筆記用具
- 災害担当者等名簿（医薬品卸業協会、小売商業組合、医療ガス協会、医療機器販売業協会）
- 地図
- 様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇄県災害対策本部）
- 様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇄備蓄医療機関）
- 様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇄県災害対策本部）
- 様式4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式2 医薬品等入出庫管理票

### 2 医薬品管理等

- ・ 医薬品等の保管場所を確保する。

#### <受入>

- ・ 検品し、納品伝票等に集積所名及び受領者の記名押印またはサインをする。
- ・ 集積所内の医薬品等リスト（品名・規格・数量）を作成する。

#### <保管>

- ・ 効率的に払い出せるよう、内用薬・外用薬・注射薬・医療資機材に分類し、薬効順に分類する。
- ・ 有効期間・使用期限の確認・管理をする。
- ・ 保存に注意が必要な医薬品（要冷所・暗所保存、要防湿）に注意して保管する。
- ・ 毒薬・劇薬・向精神薬等については、盗難予防に配慮して施錠できる場所に保管する。

#### <払出>

- ・ 災害薬事Co（総括）及び災害薬事Co（保健福祉事務所）から、医薬品等の供給要請を受けたときは、要請元等に医薬品等を供給する。
- ・ 医薬品等を準備し、医薬品等入出庫管理表（参考様式2）を作成する。

3 要請手段（使用可能な通信手段を活用）

衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等

※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管する。

4 搬送者

薬務課・医薬品卸業協会、協定締結団体

原則として

- ・ 県震災時用医薬品等については、震災時用医薬品等備蓄機関が搬送する。
- ・ 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- ・ 二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。
- ・ 流通備蓄医薬品等については、医薬品卸業協会が搬送する。
- ・ その他、要請品目に応じて協定締結団体が搬送する。

支援薬剤師

## 支援薬剤師の業務

### 1 派遣

必要物品を持ち、派遣先へ向かう。

様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇄県災害対策本部）

様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇄備蓄医療機関）

様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇄県災害対策本部）

様式4 緊急用医療ガス等供給要請書

様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書

様式6 災害時における医療機器等供給要請書

様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書

参考様式1 医薬品等入荷一覧

参考様式2 医薬品等入出庫管理票

### 2 優先的に行う業務内容

支援先（活動場所）のアクションカードに基づき、業務を行う。

アクションカードNo.	
医療救護所・避難所における活動	アクションカードNo. 10
医薬品等集積所における活動	アクションカードNo. 11

### 3 報告

支援先到着報告

支援先（活動場所）の責任者及び地区薬剤師会に報告する。

活動報告・業務引継書

地区薬剤師会に報告する。次の支援者へ業務の引継をする。



支援薬剤師

## 医療救護所・避難所における活動

### 1 必要物品

- 支援薬剤師携行物品リスト
- 調剤業務必要物品リスト
- 筆記用具
- 通信手段（携帯電話、PC等）

### 2 確認事項

支援先の責任者の指示のもと、災害処方せんに基づく調剤支援・医薬品の管理、軽症者へのOTC医薬品の供給を行う。

支援先到着報告

支援先の責任者及び地区薬剤師会に報告する。

調剤ルールの取り決め

特に定めがない場合は、次の事項について医師と取り決めておく。

- ・処方せんの投与日数（できるだけ多くの患者へ投与するため）
- ・疑義照会対応（処方薬が欠品した場合の代替薬への変更）
- ・巡回診療の有無及び薬剤師の同行の有無等の確認
- ・薬事トリアージの有無の確認

調剤支援・医薬品管理等

- ・災害用処方せんによって調剤を行い、災害用薬袋を使用する。
- ・患者や代理人に十分な服薬指導を行い、継続して医療機関を受診する際は、お薬手帳又は災害用薬袋を医師に提示するよう指導する。
- ・OTC医薬品を交付する場合は、患者の申し出を十分に聞いた上で、必要最小量を交付し、お薬手帳に交付した医薬品名・数量を記載する。

医薬品管理等

- ・避難者等が直接手に取ることができない場所に医薬品等の保管場所を確保する。

<受入>

- ・検品し、納品伝票等に救護所名及び受領者の記名押印またはサインをする。
- ・救護所内の医薬品等リスト（品名・規格・数量）を作成する。

<保管>

- ・効率的に払い出せるよう、内用薬・外用薬・注射薬・医療資機材に分類し、薬効順に分類する。
- ・毒薬・劇薬・向精神薬等については、盗難予防に配慮して施錠できる場所に保管する。

<払出>

・医薬品等を準備し、医薬品等入出庫管理表（参考様式2）を作成する。

医薬品等の供給要請、薬剤師の派遣要請

医薬品の供給や薬剤師の派遣が必要な場合は、災害薬事C○（保健福祉事務所）、地区薬剤師会に要請する。

活動報告・業務引継書を作成し、地区薬剤師会に報告する。

医薬品に関係のない仕事でも、できる限り対応する。

### 3 報告ルート

支援薬剤師→地区薬剤師会→災害薬事C○（保健福祉事務所）

次の支援者へ業務の引継をする。

### 4 各種様式

- 様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇔県災害対策本部）
- 様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇔備蓄医療機関）
- 様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇔県災害対策本部）
- 様式4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式2 医薬品等入出庫管理票

支援薬剤師

## 医薬品等集積所における活動

### 1 必要物品

- 支援薬剤師携行物品リスト
- 調剤業務必要物品リスト
- 筆記用具
- 通信手段（携帯電話、PC等）

### 2 業務内容

24時間体制で、「受入」「仕分け」「保管」「払出し」等を行う。

#### 支援先到着報告

一次医薬品等集積所であれば、災害薬事C○（一次医薬品等集積所）に、二次医薬品等集積所であれば、災害薬事C○（保健福祉事務所）に報告する。

#### 医薬品管理等

・医薬品等の保管場所を確保する。

##### <受入>

- ・検品し、納品伝票等に集積所名及び受領者の記名押印またはサインをする。
- ・集積所内の医薬品等リスト（品名・規格・数量）を作成する。

##### <保管>

- ・効率的に払い出せるよう、内用薬・外用薬・注射薬・医療資機材に分類し、薬効順に分類する。
- ・有効期間・使用期限の確認・管理をする。
- ・保存に必要な医薬品（要冷所・暗所保存、要防湿）に注意して保管する。
- ・毒薬・劇薬・向精神薬等については、盗難予防に配慮して施錠できる場所に保管する。

##### <払出>

- ・医薬品等を準備し、医薬品等入出庫管理表（参考様式2）を作成する。

#### 医薬品等の供給要請、薬剤師の派遣要請

医薬品の供給や薬剤師の派遣が必要な場合は、一次医薬品等集積所であれば、災害薬事C○（一次医薬品等集積所）に、二次医薬品等集積所であれば、災害薬事C○（保健福祉事務所）に要請する。

- 活動報告・業務引継書を作成し、一次医薬品等集積所であれば、災害薬事C○（一次医薬品等集積所）に、二次医薬品等集積所であれば、災害薬事C○（保健福祉事務所）に報告する。
- 医薬品に関係のない仕事でも、できる限り対応する。

### 3 報告ルート

(一次医薬品等集積所)	支援薬剤師→災害薬事C○(一次医薬品等集積所)
(二次医薬品等集積所)	支援薬剤師→災害薬事C○(保健福祉事務所)

次の支援者へ業務の引継をする。

### 4 各種様式

- 様式 1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇔県災害対策本部）
- 様式 2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇔備蓄医療機関）
- 様式 3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇔県災害対策本部）
- 様式 4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式 5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式 6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式 7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式 1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式 2 医薬品等入出庫管理票

医薬品卸業協会

## 医薬品等の供給要請対応

### 1 優先的に行う業務内容

県内の医薬品卸売販売業者の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合、医薬品卸業協会へ連絡し、連絡のあった医薬品卸業協会は、薬務課へ報告する。なお、この機能・ネットワークが回復した場合は、速やかに各医療機関から医薬品卸売販売業者への発注を再開する。

- 県外の医薬品供給拠点についても、情報収集を行う。
- 県から一次医薬品等集積所の設置依頼があれば、可能な限り協力する。  
サンメッセ香川（高松市林町）

### 3 情報収集及び医薬品等供給関係様式

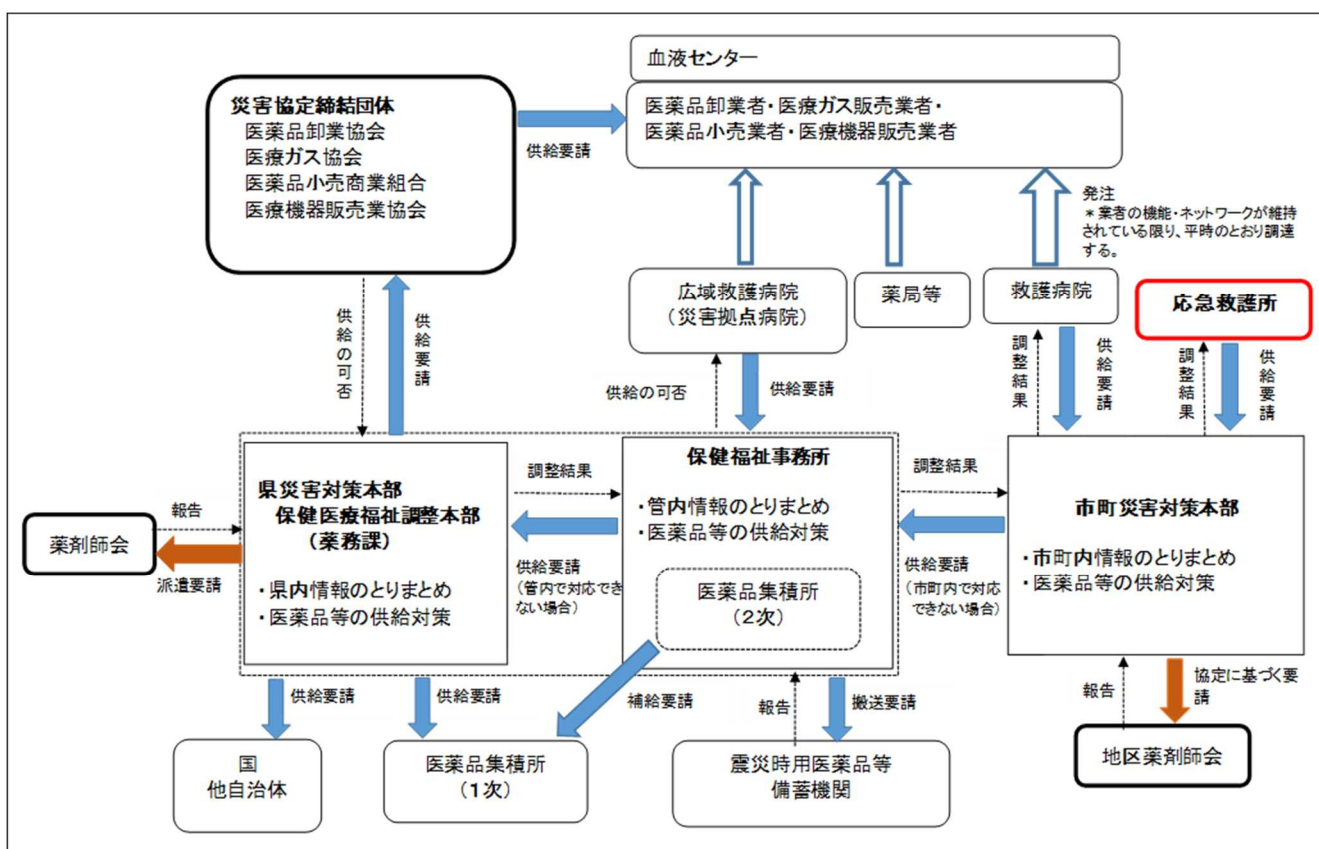
- 衛星携帯、防災無線、ファクシミリ、携帯電話等
  - ※ 情報伝達に用いたPCデータ、ファックス紙等を保管。
- 様式1 県震災時用医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部⇄県災害対策本部）
- 様式2 県震災時用医薬品等供給・搬送要請・応諾書（県災害対策本部⇄備蓄医療機関）
- 様式3 医薬品等供給要請・応諾書（市町災害対策本部・広域救護病院⇄県災害対策本部）
- 様式4 緊急用医療ガス等供給要請書
- 様式5 緊急用医療ガス等供給要請報告書
- 様式6 災害時における医療機器等供給要請書
- 様式7 災害時における医療機器等供給措置状況報告書
- 参考様式1 医薬品等入荷一覧
- 参考様式2 医薬品等入出庫管理票

#### 4 搬送者

□ 震災時用医薬品等備蓄機関・薬務課・保健福祉事務所、医薬品卸業協会、協定締結団体原則として

- ・ 県震災時用医薬品等については、震災時用医薬品等備蓄機関が搬送する。
- ・ 一次医薬品等集積所から二次医薬品等集積所への医薬品等の搬送は、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- ・ 二次医薬品等集積所から応急救護所等への医薬品等の搬送は、保健福祉事務所等が確保する車両で、地区薬剤師会（又は県薬剤師会）の協力を得て行う。
- ・ 流通備蓄医薬品等については、医薬品卸業協会が搬送する。
- ・ その他、要請品目に応じて協定締結団体が搬送する。

#### 5 要請・供給フロー図



- ① 薬務課は、医薬品卸業協会に要請を伝える。
- ② 供給可能な医薬品等について、薬務課に報告する。
- ③ 薬務課の指示に基づき、指定する場所へ医薬品等を搬送し、供給要請書類等（PCデータ、ファックス用紙等）を保管する。